

2 生活保護を受給している子どもの状況

生活保護を受給している者で、17歳以下の子どもは、平成26年7月現在で9,445人となっており、受給率は0.968%となっています。

平成24年7月現在では、9,662人、受給率0.973%であり、ほぼ横ばいに推移しています。

【表 02】生活保護を受給している全体の人数と子どもの人数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人 口（県）	6,258,078 人	6,240,461 人	6,244,455 人
17 歳以下の人口（県）	993,365 人	981,980 人	975,402 人
被保護者実人数（県）	75,204 人	78,704 人	80,666 人
保護率（県）	1.202%	1.261%	1.292%
被保護者子どもの人数	9,662 人	9,621 人	9,445 人
17 歳以下の子どもの 保護受給割合	0.973%	0.980%	0.968%

※ 千葉県年齢別・町丁字別人口調査（県総合企画部統計課）

※ 被保護者調査（厚生労働省）

※ 人口は、各年4月1日現在

※ 被保護者人数は、各年7月31日現在

（各年7月中に生活保護を受けた人数（保護停止中の者を除く））

3 生活保護を受給している子どもの高等学校等進学・中退率の状況

生活保護を受給している世帯で暮らす子どもの高等学校等への進学率は、平成26年度に91.7%であり、県全体では98.6%となっている。

また、高等学校の中退率は、平成25年度に4.5%であり、県全体では1.4%となっています。

生活保護を受給している世帯で暮らす子どもの高等学校等への進学率は、全体に比べ低くなっており、高等学校の中退率は高い状況にあります。

【表 03】生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率

		平成 25 年 3 月 (卒業生)	平成 26 年 3 月 (卒業生)	平成 27 年 3 月 (卒業生)
全体	進学者数	54,029	54,845	54,573
	生徒数	54,860	55,647	55,329
	進学率	98.5%	98.6%	98.6%
生活保護 世帯	進学者数	641	712	653
	生徒数	711	768	712
	進学率	90.2%	92.7%	91.7%

※ 学校基本調査

※ 被保護者調査（厚生労働省）

【表 04】生活保護世帯に属する子どもの高等学校中退率

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
全体	中退者数	1,563	1,590	1,477
	生徒数	104,455	105,021	105,367
	中退率	1.5%	1.5%	1.4%
生活保護 世帯	中退者数	67	88	66
	生徒数	1,390	1,458	1,462
	中退率	4.8%	6.0%	4.5%

※ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

※ 被保護者調査（厚生労働省）

※ 対象者は、公立高等学校（全日制・定時制・通信制）のみ

4 要保護及び準要保護児童生徒の状況

要保護及び準要保護児童生徒は、平成26年度で41,374人（全児童の8.7%）となっています。

平成24年度では41,217人（全児童の8.6%）であり、ほぼ横ばいとなっています。

【表 05】 児童生徒の人数と要保護・準要保護児童生徒の割合

		要保護及び準要保護児童生徒数 (A)	児童生徒数 (B)	就学援助率 (A ÷ B)
24 年度	小学校	25,520	325,557	7.8%
	中学校	15,697	154,563	10.2%
	計	41,217	480,120	8.6%
25 年度	小学校	25,382	322,121	7.9%
	中学校	15,974	155,022	10.3%
	計	41,356	477,143	8.7%
26 年度	小学校	25,282	319,190	7.9%
	中学校	16,092	154,662	10.4%
	計	41,374	473,852	8.7%

- ※ 要保護は、生活保護法に規定する要保護者である児童生徒数
- ※ 準要保護は、各市町村教育委員会が要保護者に準じる程度に困窮していると認定し、学用品費等を支給した児童生徒数
- ※ 児童生徒数は、各年5月1日現在の公立小中学校児童生徒数

5 児童扶養手当の受給者の状況

児童扶養手当の受給者は、平成26年度で40,797人となっています。

平成23年度では、40,437人であり、360人の増となっていますが、ほぼ横ばいに推移しています。

【表 06】 児童扶養手当の受給者数の推移

理由別		世帯	23年度	24年度	25年度	26年度
生別	離婚	母子	33,791	33,972	33,761	33,544
		父子	1,502	1,654	1,699	1,694
	その他	母子	46	42	65	68
		父子	1	2	1	2
死別	母子	470	455	454	465	
	父子	184	205	210	208	
未婚	母子	3,104	3,222	3,343	3,468	
	父子	7	10	10	11	
障害者	母子	88	94	97	108	
	父子	13	17	16	22	
遺棄	母子	178	164	157	148	
	父子	15	17	13	9	
世帯別小計	母子	37,677	37,949	37,877	37,801	
	父子	1,722	1,905	1,949	1,946	
その他世帯			1,038	1,086	1,057	1,050
受給者合計			40,437	40,940	40,883	40,797

※ 各年度12月末現在

※ 政令・中核市を含む

※ 福祉行政報告例（厚生労働省）

6 実態調査の結果概要

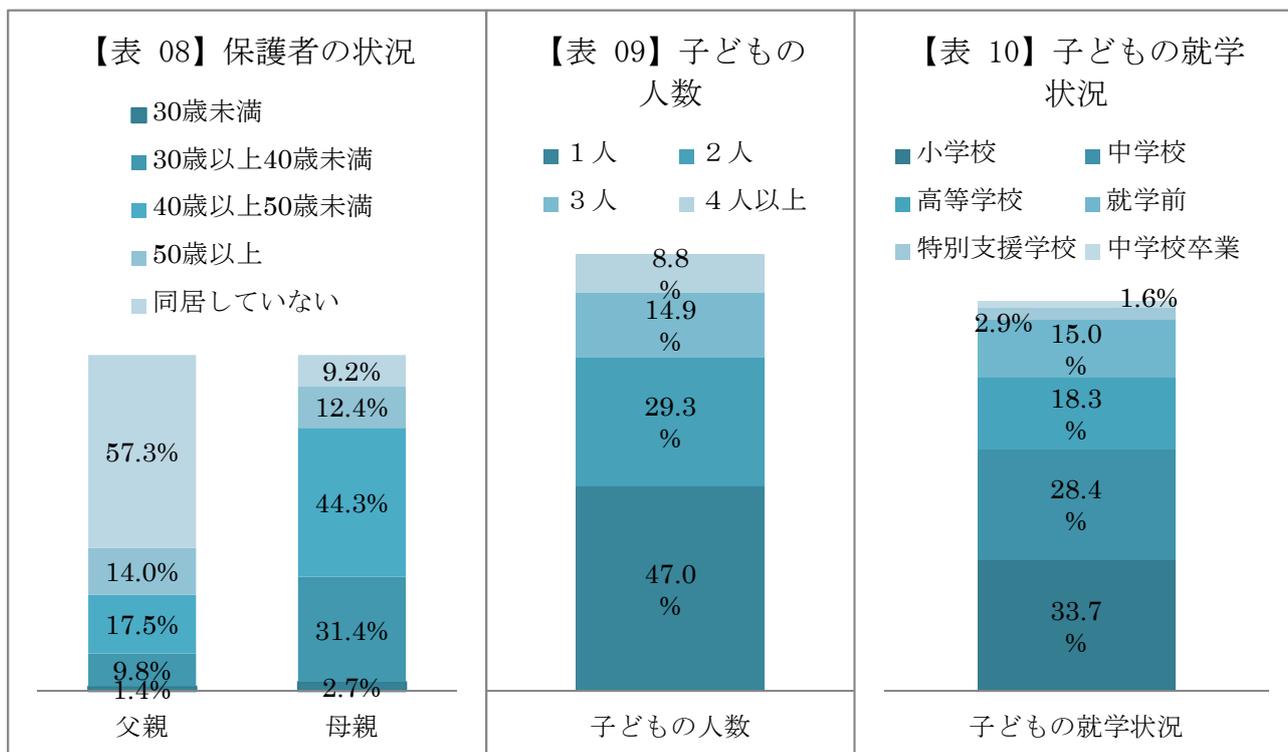
生活保護を受けている17歳以下の子ども（高校生等は卒業まで含む。以下同じ。）がいる保護者に対して、各種支援の利用状況や課題、重要だと思う支援等について、実態調査を行い、その結果を取りまとめました。調査結果の主な内容について記載します。

実態調査表の配付等

実態調査表の配付については、市部と郡部、東西南北等の地域バランスを考慮し、県内の5市（市川市、柏市、成田市、旭市、君津市）及び6郡部で対象となる世帯の概ね5割程度の世帯に配付し、回答率は36%でした。

【表 07】 保護者への実態調査票の配付及び回答数

生活保護を受けている 17歳以下の子どもがいる保護者	
配付枚数 (A)	521枚
回答者数 (B)	188人
回答割合 (B/A)	36.08%



(1) 教育の支援の利用状況

[全体の内容]

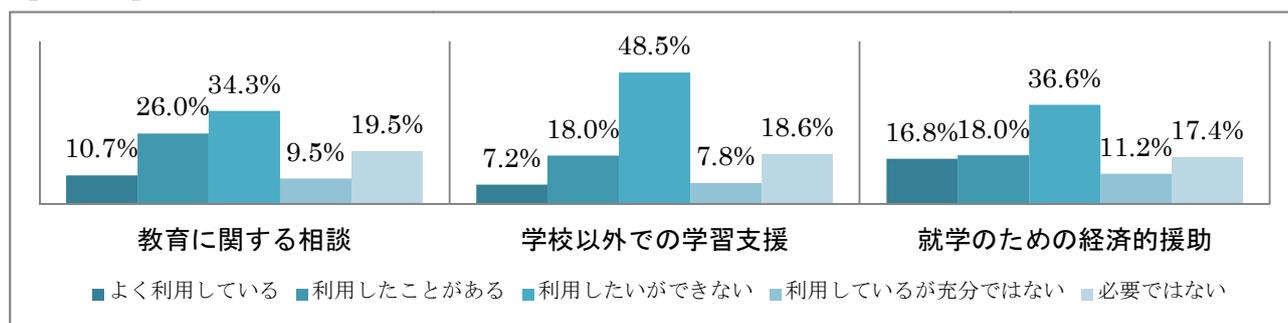
すべての項目において「利用したいができない」との回答が多く、その理由は「窓口や手続きが分かりにくかった」が多かった。

また、すべての項目において、「利用しているが充分ではない」との回答が少なかった。

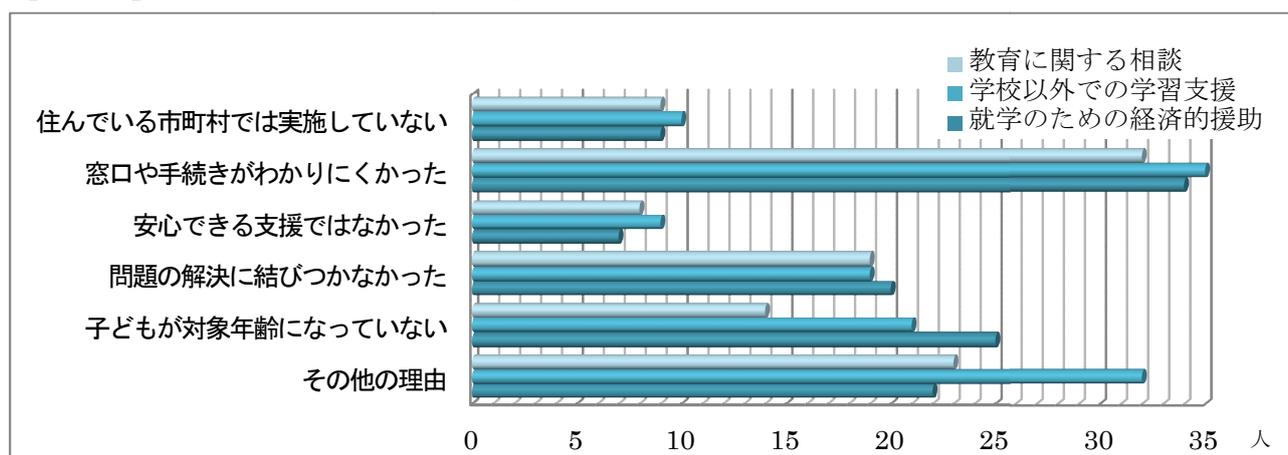
[考察]

教育相談、学習支援や奨学金などの経済的援助等の支援が必要な人が支援をより受けやすくなるよう、制度の内容や生活困窮者自立相談支援窓口等の相談窓口の一層の周知と、相談窓口における適切な情報提供を図る必要がある。

【表 11】 教育の支援



【表 12】 教育の支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・ どのような支援（制度）があるのか分からない
- ・ どの時期でどこに相談したらいいのか分からない
- ・ 送り迎えができない

他

(2) 生活の支援の利用状況

[全体の内容]

「生活に関する相談」は4割強が「よく利用している・利用したことがある」一方で、同じ「生活に関する相談」や「子どもの就労・就職支援」について、約3割が、「利用したいができない・利用しているが充分ではない」が多く、その理由は「窓口や手続きがわかりにくかった」が多かった。

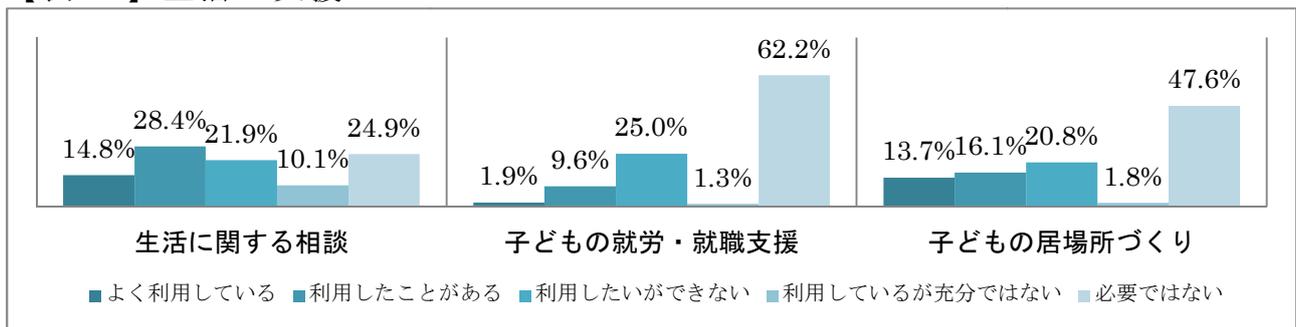
また、「子どもの居場所づくり」「子どもの就労・就職支援」については、「必要ではない」との回答が多かった。

[考察]

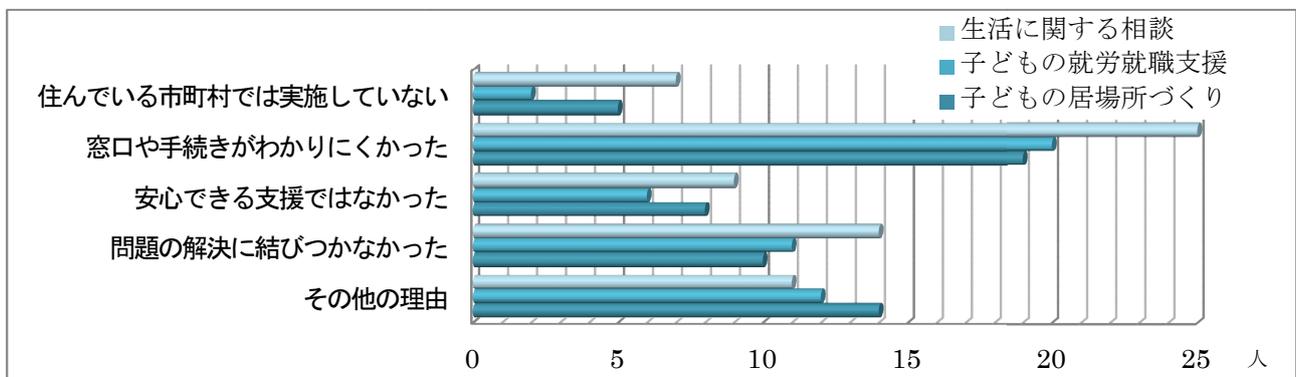
「生活に関する相談」や「子どもの就労・就職支援」について、生活困窮者自立相談支援窓口等の相談窓口の一層の周知を図る必要がある。

なお、「子どもの居場所づくり」や「子どもの就労・就職支援」について、「利用したいができない」という回答が多かったことについては、これらの重要性についての周知や啓発が不足している面もあると思われる。

【表 13】生活の支援



【表 14】生活の支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・就労する年齢ではない。 ・日、祭日にやっていない
- ・交通の便が悪く利用したいが利用できない

他

(3) 保護者に対する就労支援の利用状況

[全体の内容]

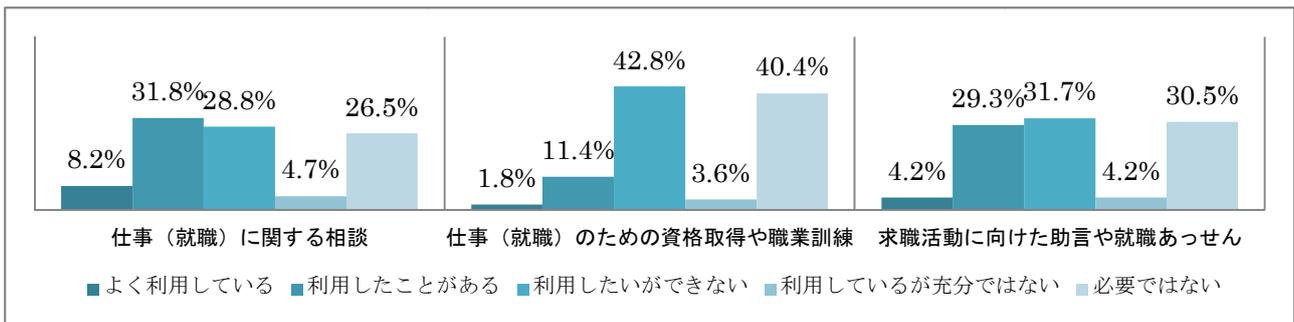
「仕事（就職）に関する相談」と「求職活動に向けた助言や就職のあっせん」については、4割が「よく利用している・利用したことがある」一方で、全般的に「利用したいができない」との回答が多かった。

その理由は「仕事（就職）できる体や心の状態ではない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」、「問題の解決に結び付かなかった」の順となっている。

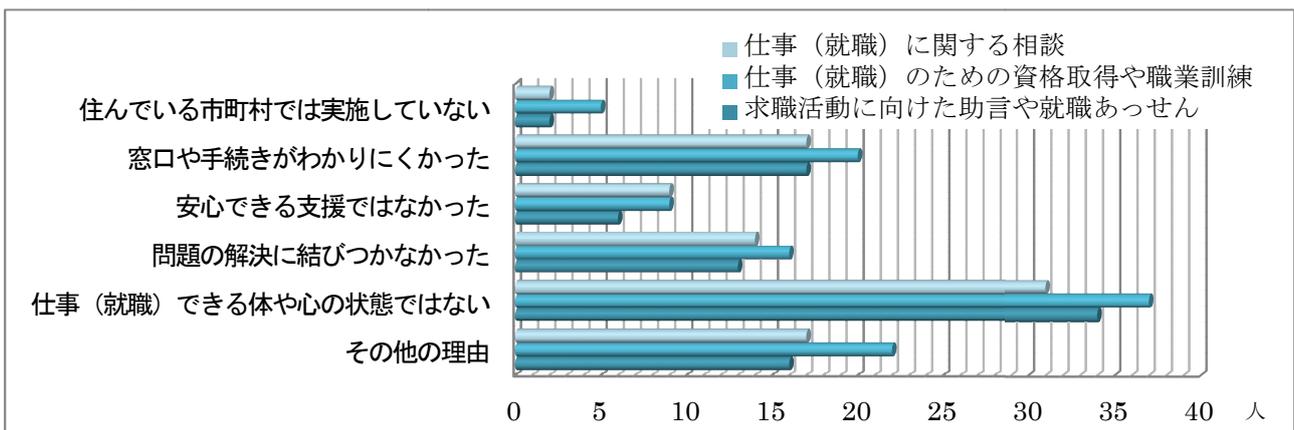
[考察]

支援制度の内容や相談窓口の一層の周知や、相談者の実際の就労に結び付くよう支援体制の整備を図る必要がある。

【表 15】保護者への就労支援



【表 16】就労支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・必要とする資格が助成の対象外
- ・利用したいが情報がない

他

(4) 経済的支援の利用状況

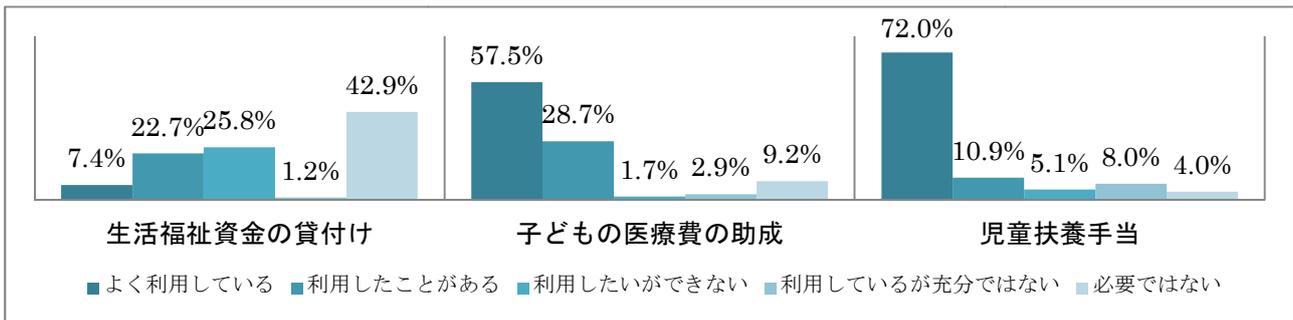
[全体の内容]

「子どもの医療費の助成」と「児童扶養手当」については、「よく利用している」との回答が多い一方で、「生活福祉資金の貸付け」については、「利用したいができない」が26%となっており、その理由は、「住んでいる市町村では実施していない」が最も多く、次に「窓口や手続きがわかりにくかった」となっている。

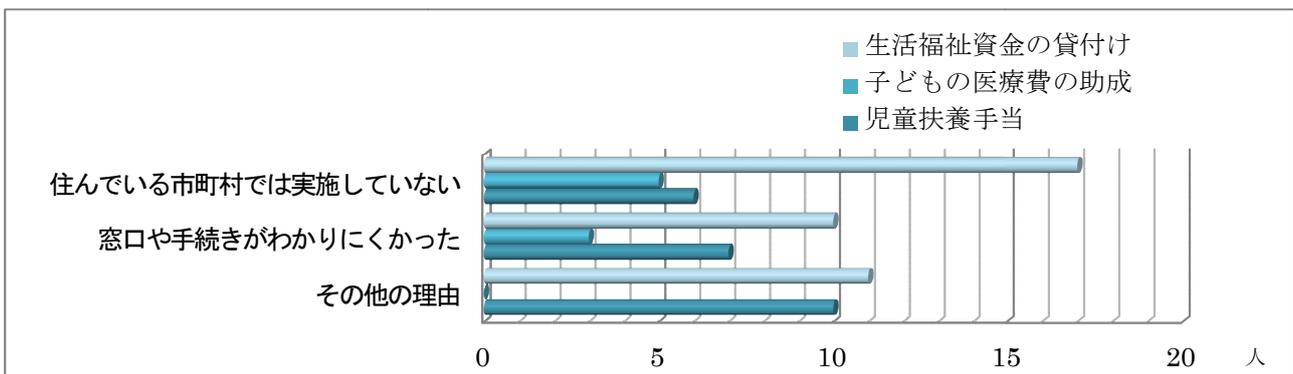
[考察]

生活福祉資金の貸付けについては、各市町村の社会福祉協議会で受付を行っているところであるがその情報が十分に知られていないものと思われる、生活福祉資金貸付制度や窓口（市町村の社会福祉協議会）についての周知を図る必要がある。

【表 17】 経済的支援



【表 18】 経済的支援を利用できない・利用しているが不十分な理由



【その他の記載内容】

- ・対象者なのか不明
 - ・利用すると次月から返済に追われ、生活できなくなりそう
 - ・額が少ない。もっと増やしてほしい
- 他

(5) 子どもへの貧困の連鎖への不安

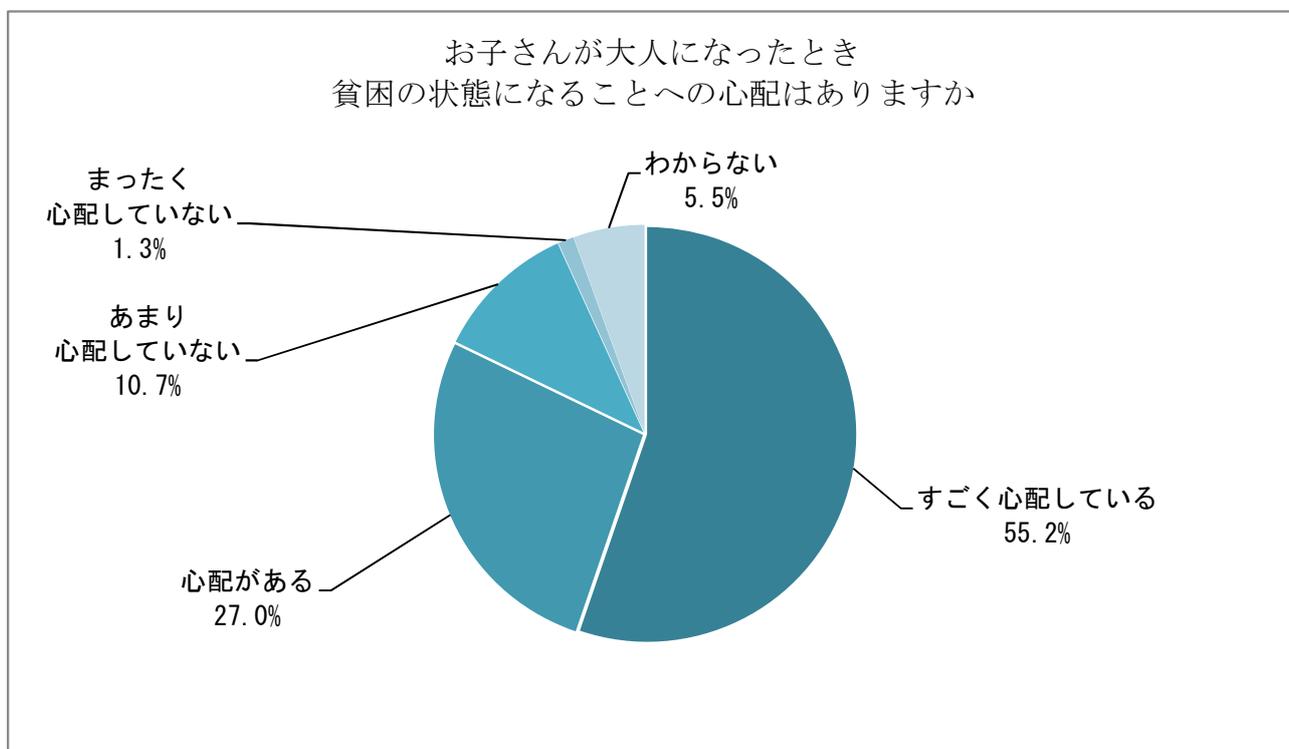
[全体の内容]

「子どもが大人になったとき、貧困の状態になることへの心配はありますか」との設問に対し、82%の保護者が「すごく心配している」又は「心配がある」との意見であった。

[考察]

市町村や関係機関と連携しながら、子どもの貧困対策を総合的に推進し、貧困の連鎖への不安の解消を図る必要がある。

【表 19】 子どもへの貧困の連鎖への不安



(6) 子どもの貧困対策に重要だと思う支援

[全体の内容]

それぞれの支援や、今後に希望・期待することとして、どんな支援が重要だと感じているかを調査した。

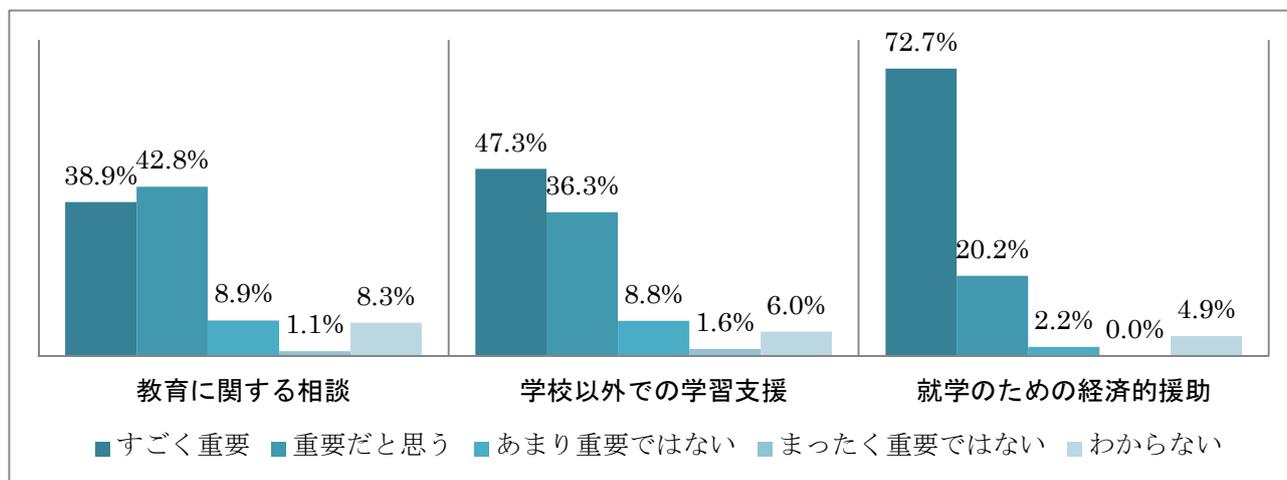
いずれの支援も、「すごく重要である」又は「重要だと思う」の回答が75%を超えている。

特に、「就学のための経済的な援助」、「子どもの医療費助成」、「児童扶養手当」、「ひとつの相談窓口から様々な支援の結び」「利用できる支援や制度の情報提供」に対して、「すごく重要である」という割合が、6割以上と高率になっている。

[考察]

一つの相談窓口で相談者のニーズに応じた支援情報の提供や、支援を行う部署・機関へのつなぎができる生活困窮者自立相談支援窓口等のワンストップ窓口の充実を図る必要がある。また、利用できる支援や相談窓口の一層の周知を図る必要がある。

【表 20】 重要だと思う教育への支援

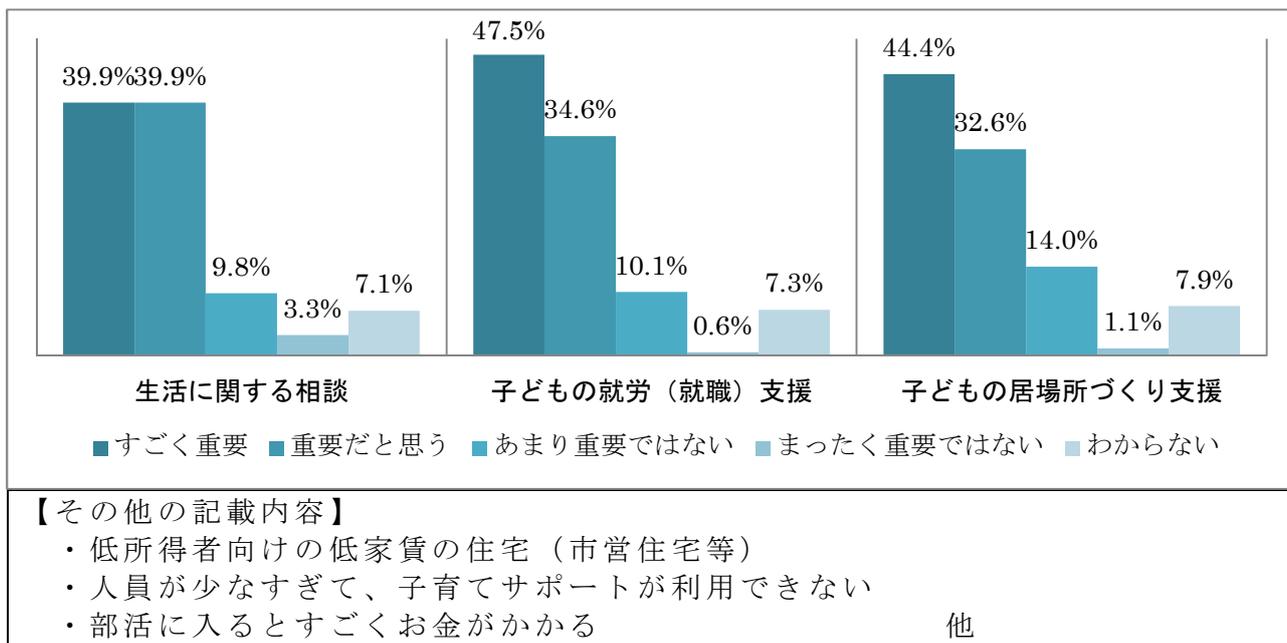


【その他の記載内容】

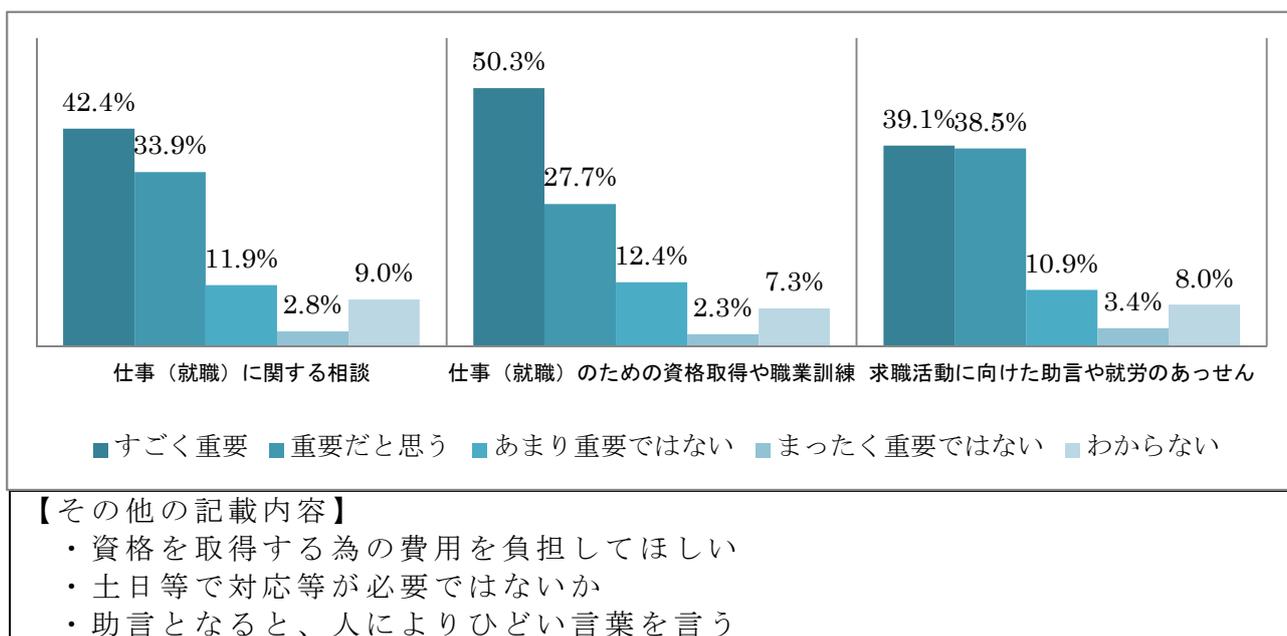
- ・ 習い事など、習いやすくする支援
- ・ 通える場所や時間で学習支援を行ってほしい
- ・ 高校受験のための学習支援（塾）や助成

他

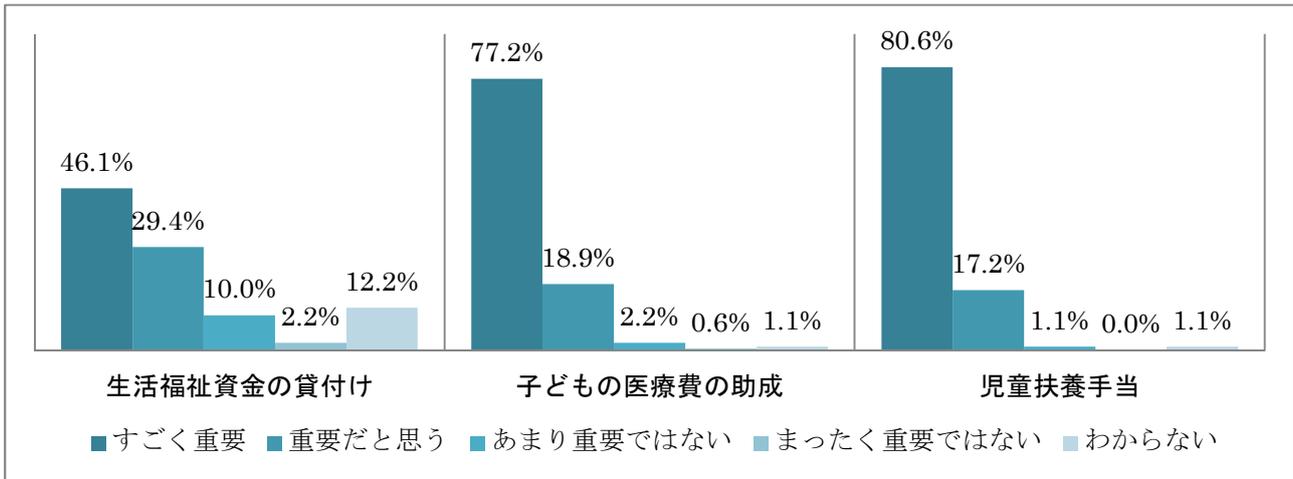
【表 21】 重要だと思う生活への支援



【表 22】 重要だと思う保護者に対する就労への支援



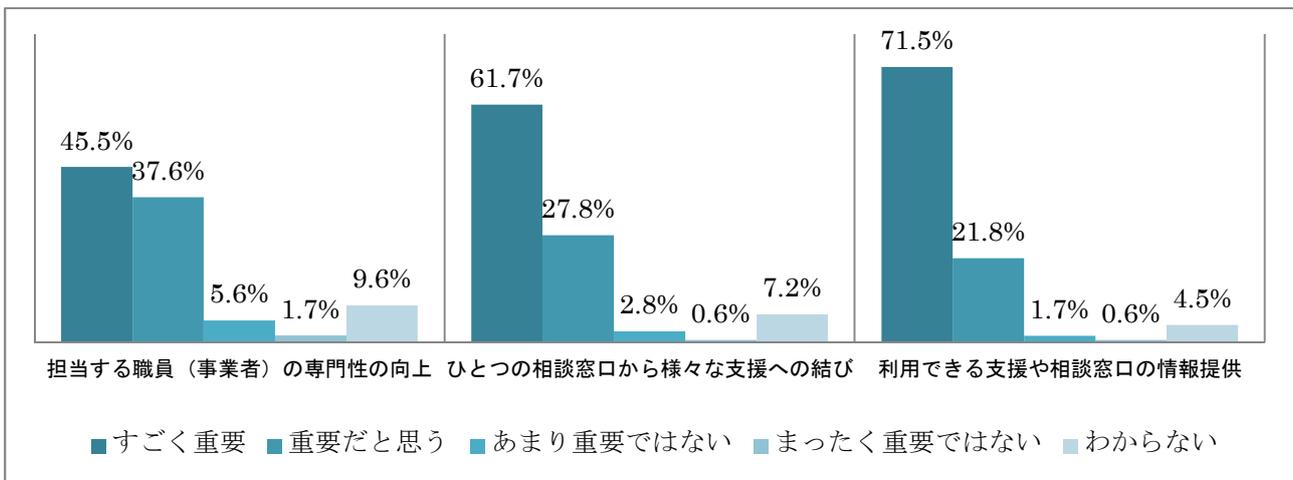
【表 23】 重要だと思う経済的支援



【その他の記載内容】

- ・ 毎月の生活費の支援
- ・ 夏休みなど、長期的な休みとなると生活費の調整が厳しい
- ・ 家賃等が格安で住めるような支援

【表 24】 その他、今後に希望・期待すること



【その他の記載内容】

- ・ 様々な支援が廃止、減額等にならないよう期待します
- ・ 制度をきちんと説明すべき。社会復帰へ早めに導いてあげるべき
- ・ 子どもには、できるかぎりのことをしてあげたいので、情報が入るようになるといいなと思う
- ・ 基本、こちらから質問しないとイケない、担当によって意見が違う
- ・ 何でも気軽に相談できる場所が増えると、気持ちも楽になり助かります
- ・ 窓口ごとに連携がとれてないので、また一から同じ説明をしなくてはならないのが大変

他